

越前市（丹南土木事務所）において 建築確認申請を提出される皆様へ

トラブルを防止し、スムーズな着工を実現するために、敷地・建築計画が以下の事項に該当する場合は、あらかじめ各窓口にも相談・協議をお願いします。

事 項	窓 口 担当部署	摘 要
農地	農業委員会	転用許可が必要となります。
市道部改築	都市整備課	市道部の形状を変えようとする場合、協議が必要となります。
上水道	上下水道課	上水道の有無について、お問合せください。
下水道	上下水道課	公共下水道の有無、受益者負担金等について、お問い合わせください。 公共下水道未整備区域は、施工予定年度をお問い合わせください。 新規で接続する場合、農業及び林業集落排水処理区域では管理組合長、地元区長の同意が必要となります。
公共用地	財産管理課	建築物が法定外公共物（里道・水路等）にかかる場合は、払い下げ・占用許可等が必要となります。
埋蔵文化財	生涯学習・ 芸術文化課	埋蔵文化財包蔵地（福井県のHP http://info.pref.fukui.jp/bunka/bunkazai/index.html 内の福井県遺跡地図参照）に建築物等を建てる際は事前の届出が必要となります。
景観	都市計画課	一定規模以上の建物・工作物をつくる場合には事前の届出が必要となります。
屋外広告物		広告物（看板）を設置する場合には事前に許可を受ける必要があります。
地区計画		建物・工作物をつくる場合に制限を受ける地区があり、事前の届出が必要となります。
建築協定		建物・工作物をつくる場合に制限を受ける地区があり、事前に審査を受ける必要があります。
緑地協定		緑化に関するルールが定められた地区があり、事前に審査を受ける必要があります。
区画整理		区画整理（完了前）の区域内で建物・工作物をつくる場合には、事前に許可を受ける必要があります。
駐車場		一定規模以上の店舗・事務所等を建てる場合に附置義務が生じる区域があり、事前の届出が必要となります。
宅地開発等		一定規模以上の宅地造成を行う場合や建物・工作物をつくる場合には、事前協議等の手続が必要となります。

※ 提出された建築計画概要書および照会事項チェックリストにより、土木事務所から各市町に照会を行います。

上記事項に関する協議等をされていない場合や計画内容に疑義がある場合には、担当部署からも問い合わせをさせていただきますので、あらかじめご了承ください。